

## 令和 6 年度活動方針案

### ① 規約などの整備について

茨城県アーチェリー協会の規約は、時代やその時々状況を考慮して都度改定されており、その時々で必要なメンテナンスは行われてきた。

しかし、改めて確認してみると現状との間に齟齬を生じていると思われる条文があるほか、全体の構成も整理する必要があると見て取れることを令和 5 年度総会において提起したところである。

今般、第 5 条の組織団体と第 7 条の会員との関係があいまいであること等のほか、必要な文言整理などを含めて総会に諮ることとした。従来の組織構成の柱としてきたクラブ制度の廃止のほか、会員による総会開催の直接請求権など、協会運営の基盤の再構築となっていることから、会員各位の積極的な検討を求めたい。

### ② 運営組織と活動について

令和 4 年度まで、従来の有志により運営されてきた各種事業などが個人的な力量に頼っていたため必ずしも組織化していたとは言えないほか、効率性に疑問があり活動に伴う経理関係にも影響を与えていたことを指摘してきた。

また、協会の使命の大きな柱である（規約第 3 条）普及と競技力の向上を図るには、特定の個人に過度に頼ることなく多くの会員が協会活動に参加することが不可欠であることを共通の認識とし、令和 5 年度は組織を整備するとともに会員に対し各種活動への参加を求めたところである。しかしながら新理事会構成員はその大多数が役員経験のみならず協会運営への参加経験がないために、手探り状態での運営とならざるを得なかったことから、全員参加体制の構築など、ドラスティックな変革へとは至ることができなかった。

現状は変革途上であるとはいえ、令和 5 年度総会で承認を得られた通り方向性としては望ましい道と評価できることから、令和 6 年度は引き続いて民主的で透明性のある運営組織と活動を目指していく。

### ③ スポーツ保険について

アーチェリー競技に限らず「スポーツ活動」においては、自身のけが等とともに他者にけが等を与えるリスクがある。このため、令和 5 年度から協会活動日には障害保険が担保されるよう、協会として保険加入することに改めたところであるが、移行期であることや協会財政の限界のため、すでに類似の保険に加入していると思われる場合は個人の判断として加入しないことも認めてきたところである。

しかし、万一の事故を考慮すると個人の責任に帰すにはあまりにリスクが高いことから協会として活動全体を保険の担保化に置くものと改めたい。今年度は経費の見直しや活動及び県補助金の工夫などによって会費をおおむね据え置きとし、万一不足する場合は予備

## 別紙 1

費および特別会計からの繰り入れなどにより対処することの承認を願いたい。

協会が担保を図るのは傷害保険を主とするものであるので、責任賠償については引き続き会員各自でご判断いただきたい。